

平成13年1月25日

## 東京相和銀行の営業譲渡契約について

株式会社東京相和銀行

金融整理管財人

### 1. 営業譲渡先選定の経緯

平成12年11月30日 アジアリカバリーファンドとの基本合意契約解消

平成12年12月

～平成13年1月上旬 候補先によるデューデリジェンス

1月 中旬 候補先による譲受条件・事業計画等の提示・検討

1月25日 Lone Star (米国のテキサス州ダラスを本拠とし、世界の主要地域で投資活動をしている大手ファンド) が、今般日本国内に設立する新銀行を受皿とすることを決定、営業譲渡契約書締結

### 2. 選定に当たって重視したポイント

- (1) 公的負担の極小化
- (2) 預金者及び善意かつ健全な債務者の保護等、金融安定化等への貢献
- (3) 選定手続きの公平性、透明性

### 3. 営業譲渡契約の概要

- ・ ローンスターの傘下の海外法人が我が国に東京相和銀行の受け皿となる新会社を設立し、営業を譲受ける。新会社の自己資本は400億円以上とし、全額をローンスターが出資する(第5条)
- ・ 新銀行は、再生法の趣旨に則り、善意かつ健全な借手との取引を堅持し、中

#### 長期的に業務の運営を図る（第2条）

- ・承継する資産は、金融整理管財人が善意かつ健全と認めた債務者（必須承継与信資産）の全てに加え、その他の債務者（選択承継与信資産）についてもその一部を引継ぐ。また負債はその全てを引継ぐ（第3条）
- ・譲受価格の事後調整は、一定の場合に限定（第7条）
- ・東京相和銀行は、契約に定めるほか、一切の瑕疵担保責任および営業譲渡日以降判明する一切の損失の補填の責任を負わない（第14条）
- ・営業譲渡日は6月11日とする（第1、2条）

#### 4. 今後のスケジュール

1月25日	営業譲渡契約締結
本日～6月	営業譲渡に関する事務手続き等
6月11日	営業譲渡